



登録番号 (30) 3
平成30年9月3日 おしらせNo.41
発行 東京都第一市街地整備事務所
〒104-0054 中央区勝どき1-7-3
電話 03(3534)3405
第一市街地整備事務所ホームページ
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichiseibi/index.html>

登記の書換えが完了しました

平成30年3月27日に行いました換地処分の公告を踏まえ、進めておりました登記の書換えについて、8月31日、東京都公報において「登記完了の公告」を行いましたことをお知らせいたします。

(東京都公報はホームページでご覧いただけます。<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/>)

このことにより、換地処分の公告の翌日から停止されていた一般の登記事務について再開されましたことも併せてお知らせいたします。

今後のスケジュール

平成30年
3月27日

換地処分の公告

- 換地処分公告の翌日に、従前の土地の権利が換地に移行し、清算金額が確定しました。

平成30年
8月31日

土地・建物の登記簿等の
書換え

- 施行者が登記所に申請し、土地・建物の登記を換地計画の内容に書き換えました。(所在、地番、地目、地積及び家屋番号)

平成30年
9月中の予定

清算金の額の通知

- 権利者の皆様に清算金の額を通知し、徴収・交付に必要な書類を送付します。

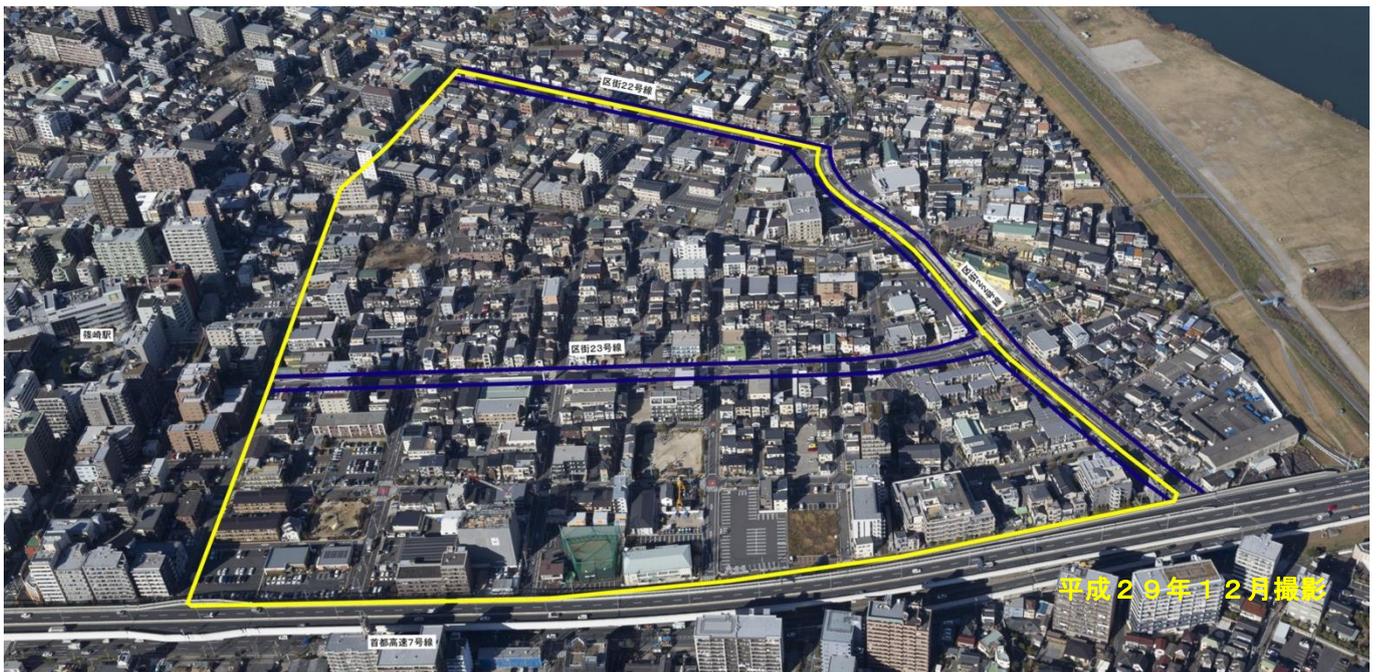
平成30年
11月以降の
予定

清算金の徴収・交付

- 清算金の徴収・交付の事務を開始します。

清算金の徴収・交付事務にご協力ください

- ◆ 清算金の額の通知と同時に、清算金の徴収・交付に必要な書類を平成30年9月中に発送する予定です。書類が届きましたら、必要な手続きに応じて書類を提出していただくようお願いいたします。
清算金の徴収（分割第1回目）及び交付は、平成30年11月以降を予定しています。
- ◆ 清算金が交付となる土地に抵当権等の担保権が設定されている場合は、平成30年6月頃、東京都から担保権者に対し、清算金の交付について照会しました。
- ◆ 換地処分のお知らせの日における土地所有者及び借地権者等以外の方が清算金を納付する場合、または清算金を受け取る場合は手続きが必要になります。手続きに必要な書類は、管理課調査清算担当で用意していますので、ご連絡ください。
- ◆ 清算金額の通知や必要書類等を確実にお届けするため、転居等で住所が変更になった場合は、管理課調査清算担当までご連絡ください。
- ◆ 詳しくは、「換地処分通知」と一緒にお送りした冊子「換地処分通知のご案内」をご覧ください。



藤崎駅東部地区のお知らせは今回で最終号となります。権利者の皆様には、長年にわたりご理解、ご協力をいただきありがとうございました。

お問合せ先

清算金の徴収・交付事務に関すること	管理課調査清算担当	03-3534-3405
換地処分に関すること	事業課計画担当	03-3534-3419
工事に関すること	工事課工務担当	03-3534-3442